

第4章 騒音・振動・低周波空気振動

第1節 騒音・振動・低周波空気振動に係る環境保全目標

騒音に係る環境基準として、公害対策基本法に基づき環境騒音（一般地域及び道路に面する地域、昭和46年5月25日閣議決定）、航空機騒音（昭和48年12月27日環境庁告示第154号）及び新幹線鉄道騒音（昭和50年7月29日環境庁告示第46号）がそれぞれ定められている。

府では昭和47年12月に道路交通騒音を含む一般騒音に係る環境基準の地域の指定を行い、都市計画法の新用途地域の指定に伴って、昭和49年9月（昭和49年大阪府公告第135号）これを改定した。

また、昭和51年7月には航空機騒音について（昭和51年大阪府公告第90号）、昭和51年12月には新幹線鉄道騒音について（昭和51年大阪府公告第147号）環境基準に係る地域の類型指定をそれぞれ行った。

大阪府環境総合計画では、環境基準が定められているものについては環境基準を環境保全目標としているが、鉄軌道騒音（新幹線鉄道を除く。）、建設作業騒音、振動、低周波空気振動など環境基準が定められていないものについては、当面、環境保全目標は大部分の地域住民が日常生活において支障がない程度とし、環境保全目標値については、国における鉄道騒音振動指針等検討調査及び低周波空気振動の評価基準設定の調査・研究等の成果を踏まえて設定することとしている。

環境基準及び大阪府環境総合計画の環境保全目標は表2-4-1及び表2-4-2のとおりである。

表2-4-1 騒音に係る環境基準及び大阪府環境総合計画の環境保全目標

(1) 環境騒音

ア 道路に面しない地域

地 域 の 類 型	時 間 の 区 分			該 当 地 域 (昭47.12.15指定) (昭49.9.11改定)
	昼 間 (午前8時から 午後6時まで)	朝 ・ 夕 (午前6時から 午後6時から 午前8時まで 午後9時まで)	夜 間 (午後9時から 翌日の午前6時まで)	
AA	45 ポン以下	40 ポン以下	35 ポン以下	富田林市大字甘南備 大阪府立金剛コロニーの敷地 貝塚市名越 国立養護所貝塚千石荘の敷地 貝塚市三ツ松1464番地 大阪市立少年保養所の敷地 貝塚市橋本 大阪市立貝塚養護学校の敷地
A	50 ポン以下	45 ポン以下	40 ポン以下	都市計画法第2章の規定により 定められた第1種住居専用地域、 第2種住居専用地域及び住居地 域並びに同法第8条第1項第1 号に規定する用途地域の指定の ない地域(A.Aに該当する地域、 八尾空港の敷地及び工業用の埋 立地を除く。)
B	60 ポン以下	55 ポン以下	50 ポン以下	都市計画法第2章の規定により 定められた近隣商業地域、商業 地域、準工業地域(大阪国際空港 の敷地を除く。)及び工業地域

イ 道路に面する地域

地 域 の 区 分	時 間 の 区 分		
	昼 間 (午前8時から 午後6時まで)	朝 ・ 夕 (午前6時から 午後6時から 午前8時まで 午後9時まで)	夜 間 (午後9時から 翌日の午前6時まで)
A地域のうち2車線を有す る道路に面する地域	55 ポン以下	50 ポン以下	45 ポン以下
A地域のうち2車線を超える車線を有する道路に面する地域	60 ポン以下	55 ポン以下	50 ポン以下
B地域のうち2車線以下の車線を有する道路に面する地域	65 ポン以下	60 ポン以下	55 ポン以下
B地域のうち2車線を超える車線を有する道路に面する地域	65 ポン以下	65 ポン以下	60 ポン以下

- ㊟1 該当地域は、環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（昭和46年政令第159号）に基づき、知事が地域の区分ごとに指定する地域である。
- 2 本目標値は、航空機騒音、鉄軌道騒音及び建設作業騒音には適用しない。
- 3 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

(2) 航空機騒音

地域の類型	基 準 値 (目標値)	該 当 地 域 (昭51.7.2指定)
I	70WECPNL 以 下	都市計画法第2章の規定により定められた第1種住居専用地域、第2種住居専用地域及び住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の定められていない地域。ただし、次に掲げる地域を除く。 (1) 八尾空港の敷地 (2) 国土利用計画法第9条の規定により定められた森林地域であって、かつ、都市計画法第7条第1項の規定による市街化区域以外の地域である地域
II	75WECPNL 以 下	都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域。ただし、八尾空港及び大阪国際空港の敷地を除く。

- ㊟ 該当地域は、航空機騒音に係る環境基準について（昭和48年1月27日環境庁告示第154号）により、知事が地域の類型ごとに指定する地域である。

(3) 新幹線鉄道騒音

地域の類型	基 準 値 (目標値)	該 当 地 域 (昭51.12.17指定)
I	70 ホン以下	地域類型の当てはめをする地域のうち、都市計画法第2章の規定により定められた第1種住居専用地域、第2種住居専用地域及び住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域以外の地域
II	75 ホン以下	地域類型の当てはめをする地域のうち、都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

- ㊟1 「地域類型の当てはめをする地域」とは、大阪市及び吹田市の区域のうち新幹線鉄道の軌道中心線より左右両側それぞれ800メートル以内の地域並びに摂津市、高槻市、茨木市及び島本市の区域のうち新幹線鉄道の軌道中心線より左右両側それぞれ400メートル以内の地域（河川敷を除き、橋りょうに係る部分については別途図面で表示する地域を含む。）をいう。

- 2 該当地域は、新幹線鉄道騒音に係る環境基準について（昭和50年7月29日環境庁告示第46号）により知事が地域の類型ごとに指定する地域である。

表 2-4-2 鉄軌道騒音、建設作業騒音、振動、低周波空気振動
に係る大阪府環境総合計画の環境保全目標

項目	目標値	対象地域	備考
鉄軌道騒音 (新幹線鉄道を除く。)			
建設作業騒音	大部分の地域住民が日常生活において支障がない程度	工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所以外の地域	環境保全目標値は、今後調査研究の成果等を踏まえて設定する。
振動			
低周波空気振動			

第2節 騒音・振動・低周波空気振動の現況

第1 環境騒音の概況

市町村が実施した環境騒音の調査結果に基づき府域の地域別環境基準適合率の推移を図2-4-1に示す。これによると毎年道路に面する地域の環境基準適合率は道路に面しない地域の環境基準適合率よりも低い傾向にある。

昭和62年度の環境騒音の状況は道路に面しない地域の環境基準の平均適合率が57.6%で、地域別ではB地域が86.0%とA地域の51.6%に比べて高い適合率を示している。これを時間の区分別にみると、A地域の平均適合率では昼間が他に比べて高く、B地域では各時間帯とも総じて高い適合率を示している（表2-4-3）。

道路に面する地域の環境基準の平均適合率は23.8%で、地域別ではB地域の39.4%に対し、A地域は16.5%と低い適合率を示している。これを時間の区分別にみると、A地域では平均適合率は夕が他の時間帯に比べて低く、B地域では平均適合率は朝と夜間に高く、昼間、夕は低くなっている。また、A、B両地域とも2車線を超える道路に面する地域の平均適合率は、2車線以下の道路に面する地域に比べて低くなっている（表2-4-4）。

また、環境基準の適合状況は、図2-4-2のとおりで、4時間帯（朝、昼間、夕及び夜間）のすべてが環境基準に適合している測定点は、14.1%であり、4時間帯のいずれかが適合している測定点は、21.8%である。

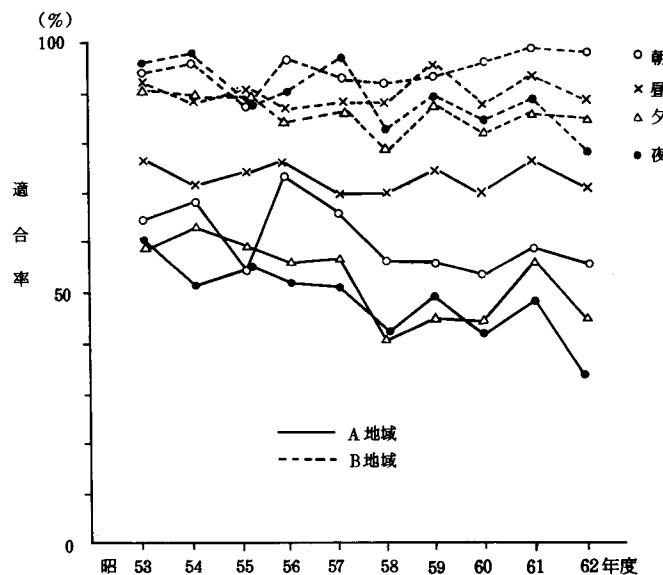
地域の区分別環境基準の適合状況は、図2-4-3のとおり工業地域の適合率が最も高く、住居系の地域（第1種住居専用地域、第2種住居専用地域、住居地域及び無指定地域）の適合率が他の地域に比べて特に低くなっている。

一方、騒音レベルの状況をみると、道路に面しない地域では、A地域の昼間が46～50ポン、夜間が41～45ポンの範囲のレベルが多く、平均騒音レベルは昼間が48ポン、夜間が43ポンで昼夜間の差は5ポンとなっている。B地域では、昼間が51～55ポン、夜間が46～50ポンの範囲のレベルが多く、平均騒音レベルは、昼間が53ポン、夜間が47ポンでその差は6ポンとなっている（図2-4-4）。

また、道路に面する地域について、車線数の区分からみた騒音レベルの状況は、2車線以下の道路では、昼間が66～70ポン、夜間が56～60ポンの範囲のレベルが多く、平均騒音レベルは昼間が62ポン、夜間が52ポンでその差は10ポンとなっている。2車線を超える道路では、昼間が71～75ポン、夜間が66～70ポンの範囲が多く、平均騒音レベルは昼間が70ポン、夜間が62ポンでその差は8ポンとなっている（図2-4-5）。

図2-4-1 地域別環境基準適合率の推移

(1) 道路に面しない地域



(2) 道路に面する地域

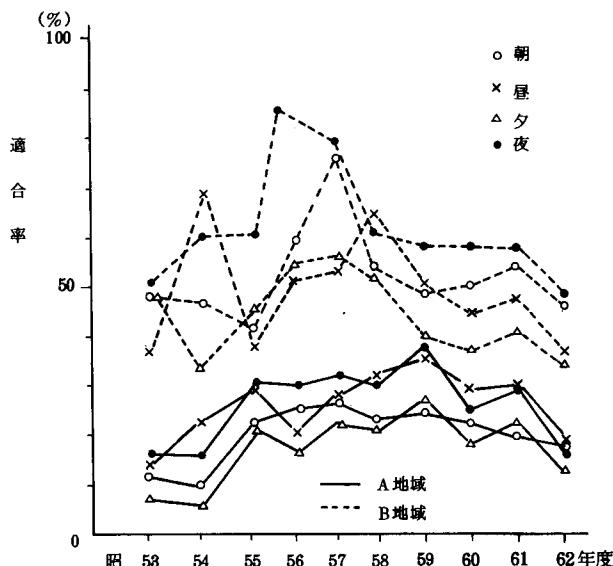


表2-4-3 道路に面しない地域の環境基準適合率(昭和62年度)

(単位:%)

類型	用途地域	時間の区分				
		朝	昼間	夕	夜間	平均
A	第1種住居専用地域	77.4 (98)	79.7 (192)	68.8 (105)	49.7 (185)	66.8
	第2種住居専用地域 住居地域 無指定地域	48.1 (310)	67.3 (526)	40.5 (870)	27.8 (492)	46.5
	平均	54.8 (408)	70.6 (718)	45.7 (475)	33.8 (677)	51.6
B	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	94.7 (94)	86.0 (129)	85.1 (94)	78.0 (123)	85.5
	工業地域	100.0 (8)	100.0 (11)	87.5 (8)	80.0 (10)	91.9
	平均	95.1 (102)	87.1 (140)	85.8 (102)	78.2 (133)	86.0
	平均	68.0 (505)	78.3 (858)	52.7 (577)	41.1 (810)	57.6

註 ()内は測定地点数を示す。

表2-4-4 道路に面する地域の環境基準適合率(昭和62年度)

(単位:%)

類型	地域の区分	用塗地域	時間の区分				
			朝	昼間	夕	夜間	平均
A	2車線を有する道路に面する地域	第1種住居専用地域	66.7 (21)	45.5 (22)	54.5 (22)	68.6 (22)	57.5
		第2種住居専用地域 住居地域 無指定地域	19.4 (129)	19.7 (187)	13.7 (181)	16.5 (188)	17.4
		平均	26.0 (150)	23.3 (159)	19.6 (158)	23.2 (155)	28.0
B	2車線を超える車線を有する道路に面する地域	第1種住居専用地域	18.2 (11)	16.7 (12)	16.7 (12)	16.7 (12)	17.0
		第2種住居専用地域 住居地域 無指定地域	1.8 (77)	7.2 (88)	1.8 (79)	5.0 (80)	3.8
		平均	3.4 (88)	8.4 (95)	3.3 (91)	6.5 (92)	5.5
		平 均	17.6 (288)	17.7 (254)	18.5 (244)	17.0 (247)	16.5
		近隣商業地域 商業地域 準工業地域	56.0 (50)	48.2 (56)	38.3 (51)	58.8 (52)	47.8
	2車線以下の車線を有する道路に面する地域	工業地域	80.0 (5)	80.0 (5)	60.0 (5)	80.0 (5)	75.0
		平 均	58.2 (55)	50.8 (61)	35.7 (56)	56.1 (57)	50.2
		近隣商業地域 商業地域 準工業地域	34.6 (52)	21.4 (56)	30.8 (52)	35.8 (58)	30.5
		工業地域	0.0 (4)	0.0 (6)	0.0 (5)	40.0 (5)	10.0
		平 均	32.1 (56)	19.4 (62)	28.1 (57)	36.2 (58)	28.8
	2車線を超える車線を有する道路に面する地域	平 均	45.0 (111)	35.0 (128)	31.9 (118)	46.1 (115)	39.4
		平 均	26.4 (849)	23.3 (877)	19.3 (857)	26.2 (862)	23.8

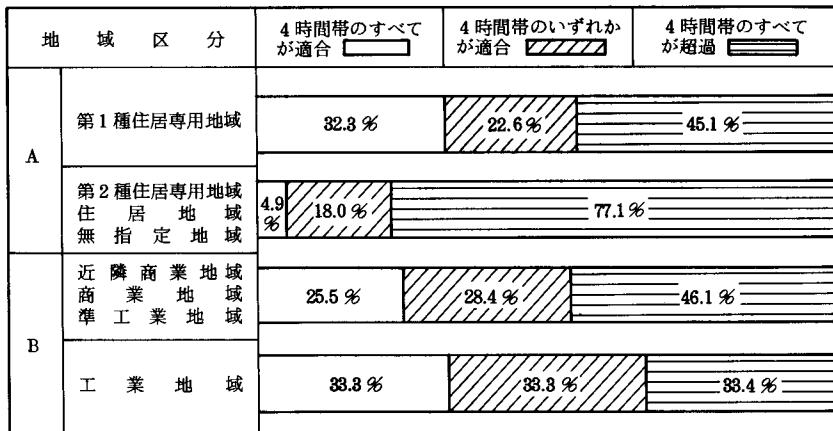
註 ()内は測定地点数を示す。

図 2-4-2 環境基準の適合状況（昭和 62 年度）

4 時間帯のすべてが適合 (14.1 %)	4 時間帯のいずれかが適合 (21.8 %)	4 時間帯のすべてが超過 (64.1 %)
--------------------------	---------------------------	--------------------------

（注）道路に面する測定地点数 349 地点

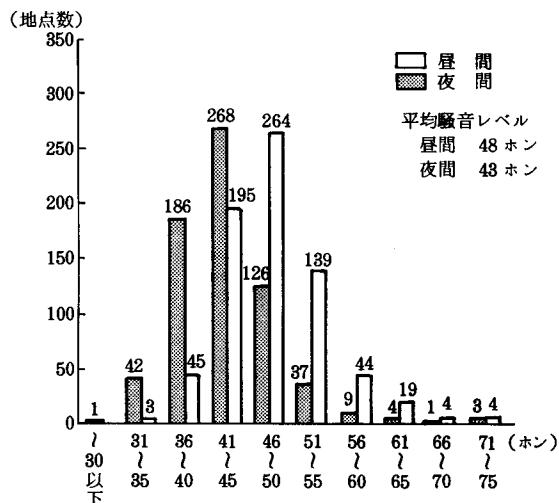
図 2-4-3 地域の区分別環境基準適合状況（昭和 62 年度）



（注）道路に面する地域

図 2-4-4 道路に面しない地域の騒音レベル分布（昭和 62 年度）

(1) A 地域



(2) B 地域

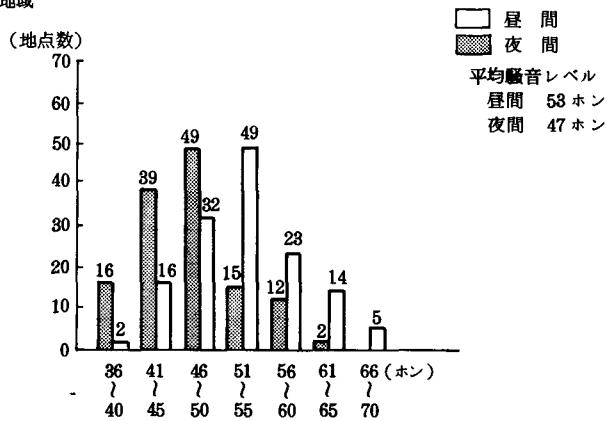
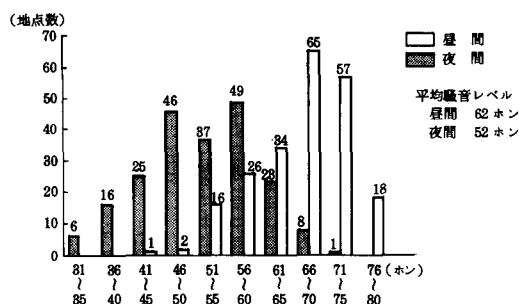
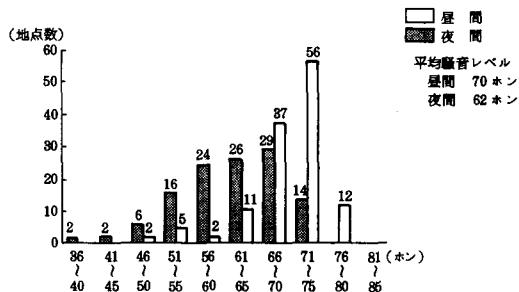


図 2-4-5 道路に面する地域の騒音レベル分布(昭和 62 年度)

(1) 2 車線以下の道路



(2) 2 車線を超える道路



(注) 高速道路は含まない。

第2 工場・事業場の騒音・振動

昭和62年度において工場・事業場から発生する騒音に対する苦情の訴えは1,612件で、同じく振動は144件であった。用途地域別の苦情件数は、騒音・振動とも住居地域が全体の約3分の1を占め最も多く、準工業地域がこれに次いでいる(表2-4-5)。また、苦情件数を地域別にみると、騒音・振動とも大阪市地域が全体の3分の1以上で最も多く、次いで東大阪地域が多かった(表2-4-6)。

これらの苦情の経年変化をみると、工場の苦情件数は規制指導の効果が現れてゆるやかな減少傾向にあり、昭和53年度は、騒音が1,022件、振動が241件であったものが、昭和62年度は、騒音が646件と3割強減少しており、振動は110件と5割強減少している。しかし、事業場に対する苦情に限ると、振動については年間30件程度ではば一定しているが、騒音については前年度に比べやや増加した(図2-4-6)。

表2-4-5 工場・事業場の用途地域別苦情件数(昭和62年度)

用 途 地 域	騒 音		振 動	
	件 数	構 成 比	件 数	構 成 比
第1種住居専用地域	82件	2.0%	3件	2.1%
第2種住居専用地域	285	17.7	12	8.8
住 居 地 域	568	35.2	51	35.4
近隣商業地域	98	5.8	8	2.1
商 業 地 域	147	9.1	5	3.5
準 工 業 地 域	318	19.7	57	39.6
工 業 地 域	59	3.7	10	6.9
工 業 専 用 地 域	18	0.8	1	0.7
無 指 定 地 域 等	82	2.0	1	0.7
都 市 計 画 外	2	0.1	0	-
不 明	68	3.9	1	0.7
合 計	1,612	100.0	144	100.0

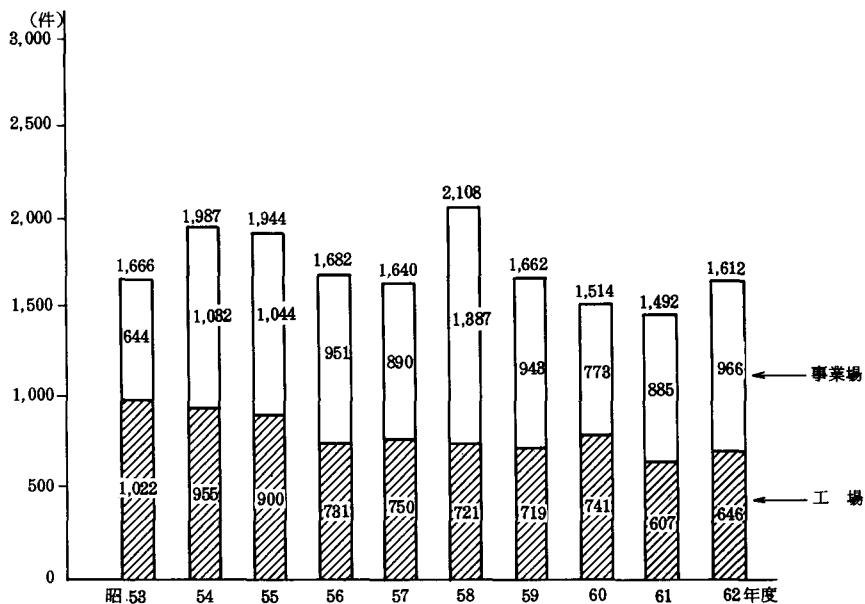
表 2-4-6 工場・事業場の騒音・振動による苦情件数(昭和 62 年度)

地域の区分	騒音・振動	騒 音		振 動	
		件 数	構 成 比	件 数	構 成 比
大 阪 市	584 件	86.8 %		49 件	34.0 %
北 大 阪	豊 中 市	48	11.0	2	6.8
	池 田 市	12		0	
	吹 田 市	45		2	
	高 規 市	25		1	
	茨 木 市	25		2	
	箕 面 市	7		0	
	摂 津 市	15		2	
東 大 阪	島 本 町	1		0	
	豊 能 町	0		0	
	能 勢 町	0		0	
	計	178		9	
	守 口 市	32		5	
	枚 方 市	76		1	
	八 尾 市	84		6	
南 大 阪	寝 屋 川 市	62		6	
	大 東 市	31		0	
	柏 原 市	14		1	
	門 真 市	31		2	
	東 大 阪 市	190		87	
	四 条 曙 市	7		0	
	交 野 市	1		0	
計		528		58	
南 大 阪	堺 市	109		9	
	岸 和 田 市	42		5	
	泉 大 津 市	9		3	
	貝 塚 市	15		2	
	泉 佐 野 市	24		3	
	和 泉 市	21		1	
	高 石 市	6		0	
	泉 南 市	6		0	
	忠 岡 町	4		3	
	熊 取 町	6		0	
	田 尻 町	1		0	
	阪 南 町	3		0	
	岬 町	1		0	
	富 田 林 市	6		1	
	河 内 長 野 市	1		0	
	松 原 市	34		1	
	羽 須 野 市	11		0	
阪	藤 井 寺 市	6		0	
	河 南 町	0		0	
	太 子 町	2		0	
	千 早 赤 阪 村	1		0	
	狭 山 町	3		0	
	美 原 町	10		0	
	計	321		28	
合 計		1,612	100.0	144	100.0

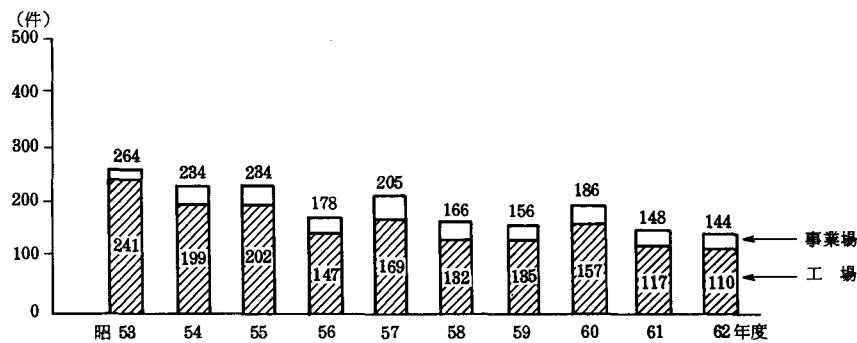
注 騒音の苦情件数の合計は大阪府で受理した1件を含むため、地域別内訳の合計と一致しない。

図 2-4-6 工場・事業場における苦情件数の推移

(1) 驚 音



(2) 振 動



第3 建設作業の騒音・振動

昭和62年度における建設作業による苦情の訴えは、騒音が426件で前年度より89件増加しており、振動は111件で前年度並みであった。過去10年間の苦情件数の推移をみると、騒音・振動とも昭和53年度をピークに減少傾向にあったが、昭和58年度以降はやや増加の傾向がみられ、昭和62年度においては、騒音の件数は過去10年間で最高となった(図2-4-7)。

また、建設作業を種類別にみると、騒音・振動ともショベル系掘削機械についての苦情が最も多く、これに次いで騒音はさく岩機が多く、振動はブレーカーについての苦情が多いという結果となっている(表2-4-7)。

図2-4-7 建設作業による騒音・振動の苦情件数の推移

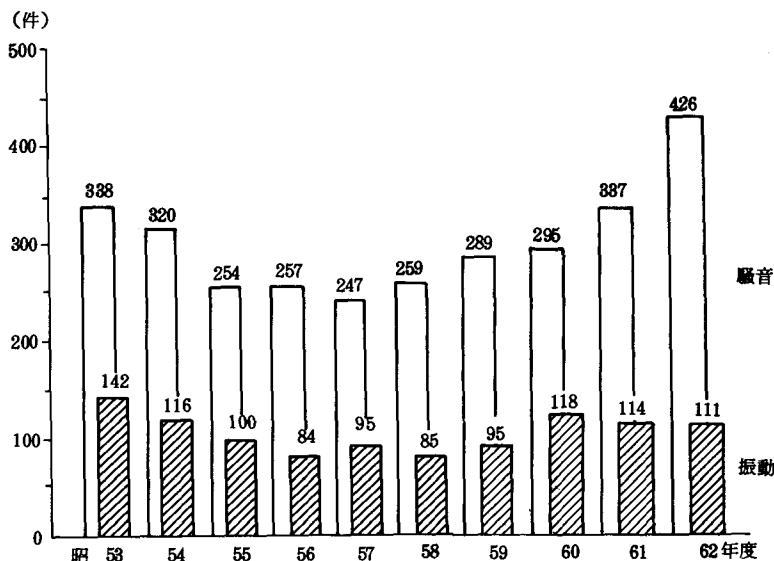


表 2-4-7 建設作業の種類別苦情件数(昭和62年度)

建設作業の種類		苦情の種類	騒音	振動
規制対象	くい打機(アースオーガー併用)	16件	10件	
	くい打機(アースオーガー併用せず)	9	4	
規制対象外	びよう打機	0	0	
	さく岩機	81	10	
規制対象	ブレーカー	41	17	
	空気圧縮機	8	2	
規制対象外	コンクリートプラント・アスファルトプラント	1	0	
	ブルドーザ	85	7	
規制対象	ショベル系	54	80	
	掘削機械	その他の	108	51
規制対象外	コンクリートカッター	8	1	
	鋼球を使用する破壊作業	0	0	
規制対象外	舗装版破碎機を使用する作業	0	0	
	計	356	182	
規制対象外	材料搬出入車両	36	3	
	発電機	10	2	
	クレーン	10	1	
	バイブレーションローラー	0	0	
	その他の	95	8	
	計	151	14	
合計		507	146	

㊟ 苦情の訴えが1件であっても、複数の作業からの発生によるものは、それぞれの発生源ごとに積算した。

第4 鉄軌道騒音・振動

府域における新幹線鉄道の路線延長は30kmで、新幹線鉄道を除く一般鉄軌道の総路線延長は613kmである。

新幹線鉄道については、その騒音に係る環境基準が設定されており、日本国有鉄道（以下「国鉄」という。）及びその承継法人であるJR各社において防音壁の設置や民家防音工事等の騒音・振動障害防止対策が実施してきたところである。

昭和61年度に実施した新幹線鉄道騒音振動の実態調査（沿線10測線で実施）によると、騒音については、沿線近傍のはとんどの測定地点で環境基準値を超過しており、振動については12.5m地点の2地点で勧告指針値（昭和51年環大特第32号 環境庁長官勧告）を上回った（表2-4-8）。

表2-4-8 新幹線鉄道騒音振動測定結果（昭和61年度実施）

（単位：ポン、デシベル）

測定項目	測定値 地域の 類型・地点数	測定側の軌道中心 からの距離			12.5 m			25 m			50 m			100 m		
		最大 値	最 小 値	平 均 値	最大 値	最 小 値	平 均 値	最大 値	最 小 値	平 均 値	最大 値	最 小 値	平 均 値	最大 値	最 小 値	平 均 値
騒 音	I類型 8測線	81	70	77	78	71	75	74	66	70	65	57	62			
	環境基準値 達成箇所数			1			0			6			8			
	II類型 2測線	80	78	79	77	74	76	69	69	69	68	63	68			
	環境基準値 達成箇所数			0			1			2			2			
振 動	全地域 10測線	71	51	60	67	52	59	62	47	54						
	勧告指針値 達成箇所数			8			10			10						

（注）I類型……住居系の地域、II類型……商業、工業系の地域

騒音に係る環境基準値……I類型70ポン以下、II類型75ポン以下

振動に係る勧告指針値……70デシベル以下

一方、新幹線鉄道を除く一般鉄軌道については、それらの騒音・振動に係る基準等は設定されておらず、また、防止対策についても確立されていないのが現状である。

鉄軌道による騒音・振動の苦情件数の推移は表2-4-9に示すとおりである。

表2-4-9 鉄軌道による騒音・振動の苦情件数の推移

年度 の種類	昭58	59	60	61	62
騒音	9件 (0)	7件 (1)	9件 (0)	10件 (1)	12件 (4)
振動	7 (0)	4 (0)	4 (0)	6 (4)	8 (4)
合計	16 (0)	11 (1)	18 (0)	16 (5)	20 (8)

（注）（ ）内は新幹線鉄道に係るもので内数である。

第5 近隣騒音

近隣騒音のうち、生活騒音に係る苦情については、表2-4-10、図2-4-8に示すとおりで、昭和62年度の全苦情85件のうち、犬等ペット類に関するもの19件、ピアノの演奏音など楽器・音響機器に関するもの18件などとなっている。

また、飲食店におけるカラオケ騒音の苦情件数の推移は表2-4-11に示すとおりである。

昭和58年度の苦情件数が最も多いのは、府公害防止条例の一部改正により、午後11時以降のカラオケ装置の使用制限に関する規定が昭和58年4月から施行されたのに伴い、従来までの潜在的苦情が一時的に顕在化したものであると考えられる。

表2-4-10 生活騒音の苦情件数
の推移

年度	生活騒音	生活騒音の全騒音に占める割合
昭58	94件	3.6%
59	72	3.3
60	88	4.4
61	79	3.9
62	85	3.8

図2-4-8 生活騒音の苦情内訳
(昭和62年度)

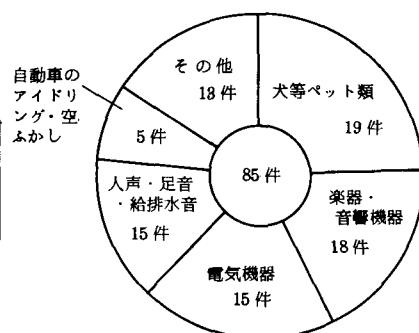


表2-4-11 カラオケ騒音の
苦情件数の推移

年度	カラオケ騒音	カラオケ騒音の全騒音に占める割合
昭58	970件	37.1%
59	538	24.7
60	480	21.2
61	511	25.0
62	509	22.7

第6 低周波空気振動

低周波空気振動は、人間の耳で感知できないような低い周波数の空気の振動のことであるが、その発生源は自然現象を含めて多種多様であり（表2-4-12）、

図2-4-9に示すようにわれわれの生活環境のいたるところに存在している。

低周波空気振動の人体や建物への影響等について、昭和51年度から環境庁において種々の調査研究を行っており、昭和59年12月に出されたその報告では、一般環境中に存在するレベルの低周波空気振動では、人体に及ぼす影響を証明しうるデータは得られなかったとし、今後さらに可聴音と複合した条件下での諸影響について、解明する必要があるとしている。

府域における低周波空気振動によると思われる苦情件数は、表2-4-13のとおりである。

表2-4-12 低周波空気振動の発生源

区分	発 生 源
自然現象	海の波、地震、磁気嵐、雷、噴火、風
工場機械	圧縮機、送風機、振動ふりい、エンジン、コンペア、ボイラー、ポンプ等
交通機関等	自動車、鉄道（トンネル突入）、航空機、船舶、道路（橋梁）等
その他	発破、ダムの放流等

図2-4-9 生活環境における低周波空気振動音圧レベルの一例

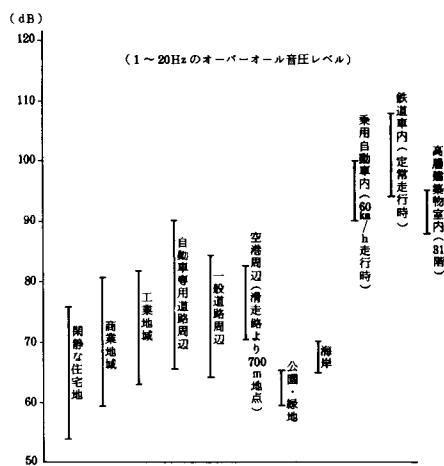


表2-4-13 低周波空気振動の苦情件数の推移

年 度	昭58	59	60	61	62
件 数	4	3	5	3	3

第3節 騒音・振動・低周波空気振動対策

第1 工場・事業場及び建設作業の騒音・振動対策

1 法律・条例に基づく規制

工場・事業場に係る規制については、騒音規制法（昭和43年法律第98号）及び振動規制法（昭和51年法律第64号）により、工業専用地域、飛行場の敷地及び工業用の埋立地を除く区域を規制地域とし、騒音規制法にあっては、圧延機械等30種類、振動規制法にあっては、機械プレス等20種類の特定施設を有する工場・事業場から発生する騒音及び振動をそれぞれ規制の対象としている。また、府公害防止条例にあっては、府域全域を規制地域として、工場・事業場から発生する騒音・振動を規制の対象とし、これらの対象となる工場・事業場の敷地境界線における排出基準の遵守を義務づけている。

また、特定建設作業に係る規制については、騒音規制法にあってはくい打機を使用する作業等5種類の作業、振動規制法にあっては4種類の作業から発生する騒音又は振動をそれぞれ規制の対象としている。また、府公害防止条例では、このほかブルドーザ、トラクターショベル又はショベル系掘削機械を使用する作業等を含め、騒音に係るものにあっては8種類の作業、振動に係るものにあっては5種類の作業から発生する騒音又は振動を規制の対象とし、これらを使用する特定建設作業について規制基準、時間制限等の遵守を義務づけている。

騒音規制法、振動規制法及び府公害防止条例に基づく工場・事業場及び特定建設作業に係る騒音・振動の規制事務は、すべて市町村長に委任されている。

なお、騒音規制法施行令、振動規制法施行令等の一部改正（昭和61年3月11日）により、従来、知事の権限であった規制地域の指定、規制基準の設定等に関する事務のうち政令指定都市の区域内に係るもののが政令指定都市の長に委譲されたことに伴い、昭和61年3月26日付け告示第437号及び第438号により所要の改正を行った。

2 特定施設等の届出状況

昭和62年度において市町村が受理した騒音規制法、振動規制法及び府公害防止条例に基づく特定（届出）施設の設置等の届出及び特定建設作業の実施の届出の状況は表2-4-14及び表2-4-15のとおりである。

3 検査指導状況

騒音規制法、振動規制法及び府公害防止条例に基づく規制権限はすべて市町村長に委任されているので、府としては市町村における規制事務の円滑な実施に配慮し、

市町村の関係職員に対する実地指導をはじめ、騒音・振動防止技術等に関する研修会の開催等の措置を講じた。

表 2-4-14 法律及び府公害防止条例に基づく特定(届出)
施設の種類別届出状況(昭和62年度)

関係法令 届出の種類	騒音規制法	振動規制法	府公害防止条例	
			騒 音	振 動
設 置	809 件	225 件	501 件	282 件
使 用	37	20	25	26
施 設 数 変 更	69	185	76	91
騒音又は振動の防止方法変更	2	0	0	0
使 用 方 法 変 更	—	2	—	—
氏 名 等 変 更	532	270	441	286
使用全廃(使用廃止)	82	46	127	93
承 繙	68	56	74	41
合 計	1,099	754	1,244	769

(注) 大阪市の分を含む。

表 2-4-15 法律及び府公害防止条例に基づく特定建設作業
の実施の届出状況(昭和62年度)

建設作業の種類		届出件数
騒音規制法	くい打機等を使用する作業	547件
	びょう打機を使用する作業	2
	さく岩機を使用する作業	6,809
	空気圧縮機を使用する作業	427
	コンクリートプラント等を設けて行う作業	14
振動規制法	くい打機等を使用する作業	1,041
	鋼球を使用する破壊作業	2
	舗装版破碎機を使用する作業	19
	ブレーカーを使用する作業	1,619
府防公害条例	ブルドーザ、ショベル系掘削機械等を使用する作業	24,559
	コンクリートカッターを使用する作業	807
	鋼球を使用する破壊作業	2
合 計		85,848

(注) 大阪市の分を含む。

第2 鉄軌道騒音・振動対策

1 新幹線鉄道騒音・振動対策

(1) 騒音防止措置

新幹線鉄道沿線地域における騒音対策として、国鉄では「新幹線鉄道騒音に係る緊急対策」(昭和47年12月20日付け環大特第68号運輸大臣あて環境庁長官勧告)、「新幹線鉄道騒音対策要綱」(昭和51年3月5日閣議了解)等に基づいて、防音壁の設置、無道床鉄桁橋りょう防音工事、騒音レベルが85ホン以上の地域に所在する住宅等に対する防音工事等を実施してきた。昭和51年12月、「新幹線鉄道騒音・振動障害防止対策処理要綱」が定められ、騒音レベルが80ホン以上の地域に所在する住宅等に対する防音工事あるいは移転工事の助成等を、府及び市町村と協議のうえ昭和53年度から実施してきたが、昭和56年3月、当該処理要綱を改正し、騒音レベルが76ホン以上の地域に所在する住宅等に対する防音工事の助成が行われてきた。

なお、昭和62年3月17日付け閣議了解に基づき、国鉄改革後は承継法人(JR各社)により、これらの対策は引き続き行われている。

(2) 振動防止措置

振動防止対策については中央公害対策審議会の答申「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について当面の措置を講ずる場合のるべき指針について」(昭和48年11月30日諮詢、昭和51年3月6日答申)に基づき、環境庁長官から運輸大臣に対して「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」(昭和51年3月12日付け環大特第32号)の勧告が行われ、その趣旨に沿って、国鉄が(1)の処理要綱を定め、振動レベルが70デシベルを超える地域に所在する住宅等について、防振工事あるいは移転工事の助成が行われてきた。

2 一般鉄軌道騒音・振動対策

新幹線を除く一般鉄軌道の騒音・振動問題については、昭和53年度からその測定、評価の方法等についての調査を実施するとともに、種々の検討を行ってきた。昭和55年度からは、国においても鉄道騒音振動指針等検討調査が実施され検討が行われている。

第3 航空機宣伝放送の騒音対策

航空機による商業宣伝放送は、府公害防止条例により拡声機の使用時間、旋回回数、音量等について規制しているが、これの徹底を図るため関係業者に対して指導

を行った結果、関係業者間の申し合わせにより、次のような商業宣伝放送の自粛が行われている。

①放送開始時間を午前 9 時から午前 10 時に繰り下げる（昭和 48 年 1 月 4 日から実施）、②日曜、祝日の放送を全面的に中止する（昭和 48 年 12 月 31 日から実施）、③枚方市、守口市、交野市、寝屋川市、門真市、大東市、四条畷市の 7 市の上空では、土曜日の午前中は放送を実施しない（昭和 50 年 12 月 1 日から実施）、④大阪市（東淀川区、淀川区、西淀川区）、高槻市、茨木市、吹田市、豊中市、池田市、箕面市、摂津市、島本町、能勢町、豊能町の上空では、土曜日の午前中は放送を実施しない（昭和 52 年 3 月 20 日から実施）、⑤拡声機に加えられる入力が、府公害防止条例施行規則に定める最大入力を上回ることのないよう自動的に制限される装置を設置する（昭和 52 年 8 月 19 日から実施）。

なお、昭和 62 年度における航空機による宣伝放送の状況は総数 5,632 回（前年度は 4,588 回）であった。

第 4 近隣騒音対策

生活騒音の問題は、社会生活の場で常に生ずるものであり、その防止については住民相互のモラルに待つところが大きいので、従来から住民に対する啓発事業を推進してきた。昭和 62 年度には、環境月間（6 月）中に東大阪市の幼稚園において、「園児と一緒に音を考える集い」を開催し、啓発活動に努めた。

また、飲食店等における深夜営業騒音については、府公害防止条例に基づく事業場としての音量規制や、住居系地域における深夜零時以降の営業時間制限を行っているが、特にカラオケ騒音については、昭和 57 年 10 月に府公害防止条例の一部改正を行い、府下の飲食店を対象に午後 11 時以降のカラオケ装置等の使用制限に関する規定を設け、昭和 58 年 4 月 1 日から施行している。規制内容を表 2-4-16 に示す。

第 5 低周波空気振動対策

低周波空気振動の防止対策に関して、大阪府においては市町村と協力し、隨時測定調査を行い、これに対処してきた。

府で用いている測定分析装置の組合せ例を図 2-4-10 に示す。これらの測定分析装置によって低周波空気振動の発生源の所在、伝搬経路、発生メカニズムの解明、さらに有効な対策を行うために、レベル変動を調べ、周波数分析、フーリエ解

析等を行っている。

しかしながら、低周波空気振動の人体への影響等に関しては未解明な部分も多いことから、調査・研究の推進や高架道路等での防止対策の確立について、国に働きかけているところである。

表 2-4-16 府公害防止条例によるカラオケ騒音規制の内容

(昭和58年4月1日から施行)

規制対象地域	全 域
規制対象営業	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食店営業（食品衛生法施行令第5条第1号） ・喫茶店営業（食品衛生法施行令第5条第2号）
規 制 対 象 音 韶 機 器	<ul style="list-style-type: none"> ・カラオケ装置 ・蓄音機（ジュークボックスを含む。） ・樂 器 ・拡声装置
使 用 禁 止 時 間	<ul style="list-style-type: none"> ・午後11時から翌日午前6時まで
適 用 除 外	<ul style="list-style-type: none"> ・音響機器から発する音が防音措置を講ずることにより当該飲食店等の外部に漏れない場合 ・当該飲食店等が消防法第8条の2第1項に規定する地下街に立地している場合 ・当該飲食店等の周囲50m以内の区域に人の居住の用に供されている建物及び病院、収容施設を有する診療所等特に静穏を必要とする施設が存在しない場合 ・上記のほか、当該飲食店等の建物の構造、周辺の土地利用の状況等から判断して、周辺の生活環境が損なわれないと市町村長が認める場合
罰 則	午後11時以降のカラオケ装置等から発する騒音により周辺の生活環境が損なわれていると市町村長が認めるときは、営業者に対して警告を発し、これに従わない営業者に三箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

(備考) 府条例による規定であるが、市町村長に事務委任されているので規制指導は市町村が行う。

図 2-4-10 府における低周波空気振動の測定分析装置

